

株 主 各 位

香川県高松市今里町二丁目2番地10
(岡山本社事務所)
岡山市北区辰巳20番地113
株 式 会 社 K G 情 報
代表取締役社長 益田武美

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年3月9日(木曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 平成29年3月10日(金曜日) 午前10時 |
| 2. 場 所 | 岡山市北区表町一丁目5番1号
岡山シンフォニーホール 3階 イベントホール
(末尾記載の株主総会会場ご案内図をご参照ください) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第37期(平成27年12月21日から平成28年12月20日まで)事業報告、
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第37期(平成27年12月21日から平成28年12月20日まで)計算書類報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査等委員である取締役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第6号議案 | 取締役(監査等委員である取締役を除く)の報酬額決定の件 |
| 第7号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額決定の件 |
| 第8号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

- ③ 本総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ④ 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、当社ホームページ(<http://www.kg-net.co.jp/>)において掲載することにより、お知らせいたします。

第37期 事業報告

平成27年12月21日から
平成28年12月20日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、円安により輸出が持ち直しの兆しを見せる等、緩やかに回復しているものの、米国大統領選挙による金融市場の混乱など、その先行きは不透明な状況にあります。

このような中、当社グループは既存事業の育成及び見直し、新規エリアへの進出等、各分野において売上拡大を基本とした事業展開を行ってまいりました。この結果、九州エリアにおける求人関連情報の増収や住宅関連情報における家づくり相談、紹介サービスの成長等がありました。しかしながら、事業内容の大幅な見直しを実施しているクーポン関連情報の減収及びプライダル関連情報の情報誌を一部休刊したこと等により、営業収益は39億3千2百万円（前年同期比6.4%減）となり、営業利益は4億3百万円（前年同期比10.4%減）、経常利益は4億2千8百万円（前年同期比7.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2億7千万円（前年同期比2.7%減）となりました。

当社グループの主力事業である情報関連事業の当連結会計年度における営業収益は36億2千4百万円（前年同期比8.1%減）となりましたが、これを分析すると下記のとおりであります。

なお、当社グループは情報関連事業以外に、フリーペーパー共同配送事業、他社印刷物の受注に係る印刷事業及びWEBサイトの構築・運営等を営んでおりますが、重要性が乏しいため記載は省略しております。

(求人関連情報)

求人関連情報につきましては、インターネットサービスの成長や前連結会計年度に開設した鹿児島エリアと、大分エリア及び徳島エリアにおける求人情報誌の増収はあったものの、大手競合他社の攻勢等のため、その他のエリアが減収となったことにより営業収入は23億2千7百万円（前年同期比5.6%減）となりました。

(ライフ関連情報)

ライフ関連情報につきましては、住宅関連情報における家づくり相談、紹介サービスの認知度の向上による増収はあったものの、一部の情報誌を休刊したプライダル関連情報及びクーポン関連情報が大きく減収となったことにより、営業収入は12億9千6百万円（前年同期比12.2%減）となりました。

企業集団のセグメント別営業収入の状況

セグメントの名称	金額
求人関連情報	2,327百万円
ライフ関連情報	1,296百万円
情報関連事業合計	3,624百万円
その他の	308百万円
合計	3,932百万円

1-2. 資金調達等についての状況

(1) 資金調達

該当事項はありません。

(2) 設備投資

当連結会計年度に取得した有形固定資産及び無形固定資産の額は、1千4百万円であります。その主なものは、情報関連事業における工具、器具及び備品の取得額3百万円及びソフトウェアの取得額7百万円であります。

1-3. 直前三事業年度の財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第34期	第35期	第36期	第37期
決 算 年 月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
営 業 収 益	4,691,373	4,426,561	4,199,812	3,932,414
経 常 利 益	821,130	543,911	464,780	428,067
親会社株主に帰属する 当期純利益	493,772	310,984	277,447	270,029
1株当たり当期純利益	67.02円	42.82円	38.36円	37.33円
総 資 産	8,294,877	8,391,358	8,501,917	8,544,420
純 資 産	6,889,839	7,018,102	7,163,608	7,282,841
1株当たり純資産	934.20円	970.29円	990.40円	1,006.89円

- (注) 1. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当連結会計年度より「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。
2. 第35期については、将来の飛躍のための準備期間と定め、新規事業の開発、育成に取り組みましたが、新規事業の業績が計画を下回って推移したことにより、減収、減益となりました。
3. 第36期については、新規事業への取り組み、事業内容の見直し等各分野において積極的な企業運営を行いブランド関連情報、住宅関連情報等は増収となったものの、クーポン関連情報の大幅な減収により、減収、減益となりました。
4. 第37期の営業収益及び経常利益並びに親会社株主に帰属する当期純利益の状況につきましては、前記「1-1. 事業の経過及びその成果」に記載しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

(単位：千円)

区 分	第34期	第35期	第36期	第37期
決 算 年 月	平成25年12月	平成26年12月	平成27年12月	平成28年12月
営 業 収 益	4,657,938	4,397,714	4,171,265	3,916,081
経 常 利 益	820,950	543,731	467,999	428,668
当 期 純 利 益	493,772	310,984	280,931	270,904
1株当たり当期純利益	67.02円	42.82円	38.84円	37.45円
総 資 産	8,291,712	8,388,522	8,504,504	8,546,309
純 資 産	6,889,867	7,018,129	7,167,120	7,287,229
1株当たり純資産	934.21円	970.29円	990.89円	1,007.49円

1-4. 対処すべき課題

(1) 現状の認識について

当社グループは、求人関連情報事業（香川県における求人情報誌の発行）からスタートし、住宅関連情報、ブライダル関連情報、主に釣りを中心としたレジャー関連情報、さらにはクーポンインフリーパー等と一貫して情報提供を主たる事業とし、コンテンツの追加及びエリア拡大を中心に事業展開してまいりました。しかしながら、既存事業にはすでに成熟期を迎えている分野が多くあり、これらのビジネスモデルだけでは今後の大きな事業拡大を望めない状況にあります。

また、当社グループの営業収入を項目別に分類すると情報誌への広告掲載料収入の占める割合が、約78%とその大半を占めておりますが、今後の事業拡大を見据えると特にインターネット強化は不可欠であると認識しております。すでに全事業部門においてインターネットサービスを提供し、インターネットサービスに係る営業収入は徐々に増加しておりますが、現在の営業収益に占める割合は僅少であります。

当社グループは、広告主との直接取引、印刷の内製化及び流通の自社配送等を基本方針としていることにも起因し、同業他社と比較して従業員を多く雇用しております。当社グループは、人材が最も重要な経営資源であり、企業の発展には従業員の成長が不可欠であると考えておりますが、時代に適応した人材教育体制の確立、運用ができない場合は、企業体質の弱体化を招く可能性があります。

(2) 当面の対処すべき課題の内容

上記のことを踏まえ、当面の対処すべき課題として下記の三点を挙げております。

- ア. 新規事業の開発
- イ. インターネット事業の強化・育成
- ウ. 人材教育体制の確立

(3) 具体的な取組み状況等

ア. 新規事業の開発につきましては、ここ数年「他社が取り組んでいないビジネスモデルで、なおかつ全国展開が可能である事業」をテーマに取り組んでおります。一部事業に成長の兆しが見え始めておりますが、未だ業績に大きく貢献できるところには至っておりません。今後も、将来の大きな飛躍に向けて、新規事業の開発、育成に積極的に取り組む方針ですが、常に各事業の進捗状況を把握することにより、進退の見極めも含め適時、適切な判断を実施し、よりスピード感を持った企業運営を行ってまいります。

イ. インターネット事業につきましては、全社をカバーし、調査、分析、企画を行う専門部署を設けるとともに、各事業部門に専任の担当者を置き、サイトの開発、リニューアル等に積極的に取り組んでおります。また、当社グループのノウハウを利用してクライアントのサイト作成、運営管理サービスも手がけております。今後も

利用者にとって常に新鮮な情報を、より見やすく利便性の高いサイトで提供することにより、アクセス数の増加、クライアントへの反響アップにつなげてまいります。また、子会社である株式会社ディー・ワーク・クリエーションではリコールに関するポータルサイト「リコールプラス」を独自に開発し、運営しておりますが、これに加え、今後は新しいコンセプトのサイト開発を行うことにより、事業拡大に取り組んでまいります。

ウ、人材教育につきましては、教育、採用関係の専門部門である「人材開発本部」を中心に行っております。具体的には、採用方法、採用基準及び人材評価制度の随時見直しや入社時研修、階層別研修等を定期的の実施することにより人材育成に努めておりますが、今後さらに内容の充実を図ってまいります。

1-5. 主要な事業内容

事業内容	主要サービス
求人関連情報	求人情報の提供及び有料職業紹介並びに派遣
ライフ関連情報	住宅関連情報、ブライダル関連情報、釣り情報、クーポン情報等の提供
その他	フリーペーパー共同配送、他社印刷物の印刷及びWEBサイトの構築・運営等

1-6. 主要な事業所及び工場並びに使用人の状況

(1) 主要な事業所及び工場

当 社	本社：岡山市北区、高松支社：香川県高松市、松山支社：愛媛県松山市、 徳島支社：徳島県徳島市、高知支社：高知県高知市、岡山支社：岡山市北区、 広島支社：広島市中区、福岡支社：福岡市中央区、大分支社：大分県大分市、 鹿児島支社：鹿児島県鹿児島市、川越支社：埼玉県川越市、札幌支社：札幌市 中央区、生産本部（工場）：岡山市北区
子会社 株式会社ディー・ワーク・クリエーション	本社：東京都千代田区

(2) 使用人の状況

①企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
340名（47名）	△38名（△4名）

（注）使用人数は従業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
338名（46名）	△38名（△4名）	34.8歳	8年4カ月

（注）使用人数は従業員数であり、パート及びアルバイトは（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

1-7. 重要な親会社及び子会社の状況

(1) 親会社の状況

該当事項はありません。

(2) 子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社ディー・ウォーク・クリエイション	35,000千円	100%	WEBサイトの構築・運営等

1-8. 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数

29,548,800株

(2) 発行済株式の総数

7,233,024株（自己株式 164,976株を除く）

(3) 当事業年度末の株主数

2,080名

(4) 上位10名の株主

株 主 名	持株数	持株比率
株式会社OHANA	3,351,100株	46.33%
株式会社百十四銀行	261,600	3.61
益田 武美	221,900	3.06
須田 幸正	220,800	3.05
KG社員持株会	200,800	2.77
株式会社香川銀行	130,800	1.80
株式会社中国銀行	125,400	1.73
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/ACCT BP2S DUBLIN CLIENTS-AIFM	112,800	1.55
株式会社伊予銀行	106,800	1.47
天井 次夫	106,000	1.46

(注) 持株比率は自己株式（164,976株）を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

4-1. 当社の会社役員に関する事項

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
益田 武美	代表取締役社長	
須田 幸正	専務取締役	
板野 信夫	取締役 事業推進本部長	
橋本 功	取締役 求人事業部長	
児谷 和徳	取締役 プライダル営業部長	
三上 芳久	取締役 管理本部長	
藤井 光明	常勤監査役	
中村 久雄	監査役	税理士
遠野 克己	監査役	弁護士

- (注) 1. 監査役全員は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 2. 監査役中村久雄氏は、金融商品取引所の定めに基づく独立役員であります。
 3. 監査役中村久雄氏は、税理士として税務について豊富な知識と経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4-2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の額	摘 要
取締役	7名	201,302千円	
監査役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	9,720千円 (9,720千円)	
合 計	10名	211,022千円	

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の報酬限度額は、平成20年3月15日開催の第28回定時株主総会において年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
 3. 監査役の報酬限度額は、平成12年3月17日開催の第20回定時株主総会において年額50百万円以内と決議いただいております。
 4. 社外監査役に対する子会社からの役員報酬等はありません。

4-3. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者との重要な兼職に関する事項

該当事項はありません。

(2) 他の法人等の社外役員等との重要な兼職に関する事項

該当事項はありません。

(3) 自然人である親会社等、事業報告作成会社又は事業報告作成会社の特定関係事業者の業務執行者又は役員との親族関係

該当事項はありません。

(4) 各社外役員の主な活動状況

①取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（18回開催）		監査役会（14回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役 藤井 光明	18回	100%	14回	100%
監査役 中村 久雄	15回	83.3%	14回	100%
監査役 遠野 克己	15回	83.3%	14回	100%

②取締役会における発言状況

- ・監査役藤井光明氏は、永く銀行業務の中で支店長・調査役・顧問を歴任された視点から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言並びに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
- ・監査役中村久雄氏は、税理士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言並びに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。
- ・監査役遠野克己氏は、弁護士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言並びに内部統制システムの構築にあたり助言・提言を行っております。

(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

当社は、かねてより社外取締役を置くことを検討してまいりましたが、この度、本定時株主総会における承認を条件として、監査等委員会設置会社へ移行することを決定し、社外取締役（監査等委員である取締役）3名の選任議案を本定時株主総会に提案しております。

4-4. 辞任した会社役員に関する事項

退任時の会社における地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼務の状況	退任日
取 締 役	小出 忠義	西日本イーノ営業部長	平成28年10月20日

5. 会計監査人に関する事項

5-1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

5-2. 会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

	支払額
当事業年度に係る公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を確認、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に該当する事項はありません。

5-3. 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

6-1. 決議の内容の概要

取締役の業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について、次のとおり定めております。

(1) 当社及び当社の子会社（以下、当社グループという）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①企業倫理・コンプライアンス担当取締役を選定し、経営理念を基軸とした当社グループ共通の「コンプライアンス・リスク管理規程」を策定するとともに、「コンプライアンスマニュアル」及び「行動規範」を運用し、企業倫理・コンプライアンスに対する意識向上のための環境を整備する。
- ②当社グループの取締役及び使用人に対する教育を徹底すると同時に、「内部通報制度」の運用や定期的な実施している監査役及び内部監査部門による監査をさらに充実させることにより、コンプライアンス体制の拡充に努める。
- ③「内部取引管理規程」を設け、当社グループの取締役、監査役及び使用人の当社株式等の売買手続等について規定するとともに、東京証券取引所が作成する「インサイダー取引規制入門」をイントラネットに掲載するなど、インサイダー取引等の法令違反を防止するための対策を講じる。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制並びに当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

- ①当社の取締役の職務の執行に係る情報については、「取締役会規程」、「監議規程」、「文書管理規程」等の社内規程及び法令の定めるところに従い、適時、適切に管理、保存する。
- ②当社の取締役または監査役から閲覧の希望があった場合は、速やかに対応する体制を整える。
- ③当社は子会社担当取締役を選任し、当該取締役が子会社の取締役の職務執行状況を随時確認するとともに、原則として毎週開催する「営業会議」及び毎月開催する「取締役会」において報告する。
- ④当社の取締役管理本部長は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の取締役会等の重要な会議の議事録を開催の都度入手し、内容確認の上、保管するとともに、必要に応じ当社の取締役会において報告する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社グループで運用する「コンプライアンス・リスク管理規程」及び「危機対策規程」並びに当社に適用する「防火管理規程」、「地震等被害対策規程」等の社内規程に基づき、環境の整備・リスクの適切な識別、評価・モニタリング等のリスク管理体制を構築する。
- ②リスクマネジメント担当取締役を選任し、管理本部管理部を主管部署とする。
- ③内部監査部門は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に社長に報告する。
- ④不測の事態が発生した場合は、その内容の重要性を勘案し、必要に応じて対策本部を設置する等、迅速かつ適切な対応を実施することにより、損害を最小限に抑える体制を整える。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ①「取締役会規程」、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」、「監議規程」等の社内規程に基づき、取締役及び使用人の業務範囲や職務権限、責任と義務等を明確にするとともに、指揮、命令系統の一本化を図り、業務を効率的に遂行する体制を構築する。
- ②業績管理については「予算管理規程」に規定する手続に基づき、取締役会において経営計画を決定し、毎月開催する当社の取締役会において各取締役より子会社を含めた担当部門の月別施策及び結果の報告を行い、必要に応じて計画の修正を行う体制を整える。
- ③当社の取締役、事業部長及び本部長で構成する「営業会議」を原則として毎週開催し、当社グループの直近の状況を報告、確認することにより主要な経営幹部間の情報の共有化を図るとともに重要事項についての審議を行い、市場動向の変化等の経営環境の変化に即応する体制を構築する。また、常勤監査役は当該会議開催の都度、取締役管理本部長から報告を受けることにより、当社グループの業務執行状況及び業績の動向等をタイムリーに把握する。
- ④当社の取締役及び部門責任者出席による「事業部会議」を毎月開催し、部門別の状況を確認するとともに、経営方針の再確認等による意思の統一や中間管理職の研修の場としても活用する。

(5) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在のところ、監査役より職務を補助すべき使用人を置くことを求められていないが、今後このような要望があった場合は直ちに検討するとともに、その人選及び人事考課等については監査役の意見を十分尊重したうえで決定する。

(6) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制並びに当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

- ①当社グループで運用する「内部通報規程」において通報窓口担当取締役を明確にし、通報窓口担当取締役は必要に応じ、通報内容及び調査状況を当社監査役及び取締役会に報告する。
- ②当社グループの取締役及び使用人並びに当社の子会社の監査役は、当社の監査役の求めに応じ、業務執行状況等の報告を行う。
- ③内部統制責任者は、当社グループのコンプライアンス状況を監査役出席のもと定期的に当社の取締役会に報告する。

(7) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループで運用する「内部通報規程」に当該報告をしたことを理由として報告者に対していかなる不利益取扱いを行ってはならない旨を定め、当該報告者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合は、「就業規則」に従って処分を科す。

(8) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役職務の執行について生ずる費用は会社が負担することとし、毎期予算計上するとともに監査役の請求及び関連社内規程に基づき、適正に処理する。

(9) その他当社の監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①当社の監査役は原則として全員が取締役会に出席し、取締役職務の執行について厳正に監査を行う。
- ②当社の監査役は、取締役会以外の重要な会議に定期的に出席し、業務執行状況を把握する。
- ③当社の監査役は、コンプライアンス及び内部監査部門と情報を共有し、コンプライアンス及び内部監査状況を常に把握する体制を整える。
- ④当社の監査役は、定期的に会計監査人との意見交換を行う。

6-2. 体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制について、監査役監査、内部監査及び内部統制委員会等を通じて、当社及び子会社の内部統制システムの整備及び運用状況を継続的に調査し、その結果を随時または定期的に取締役会に報告することにより、適切な内部統制システムの構築、運用に努めております。

7. 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

-
- (注) 1. 本事業報告中の記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 営業収益などの記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成28年12月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,772,853	流 動 負 債	924,977
現金及び預金	5,338,773	買掛金	97,014
受取手形及び売掛金	405,994	未払金	393,870
製 品	1,466	未払法人税等	75,551
仕 掛 品	622	前 受 金	318,043
原材料及び貯蔵品	9,359	賞与引当金	1,335
繰延税金資産	10,752	そ の 他	39,162
そ の 他	8,156	固 定 負 債	336,600
貸倒引当金	△2,271	繰延税金負債	23,534
国 定 資 産	2,771,566	役員退職慰労引当金	210,101
有 形 固 定 資 産	2,372,630	退職給付に係る負債	63,971
建物及び構築物	631,560	資産除去債務	35,198
機械装置及び運搬具	125,904	そ の 他	3,794
土 地	1,601,238	負 債 合 計	1,261,578
そ の 他	13,926	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	32,072	株 主 資 本	7,177,669
投資その他の資産	366,863	資 本 金	1,010,036
投資有価証券	244,324	資 本 剰 余 金	983,705
そ の 他	123,577	利 益 剰 余 金	5,260,689
貸倒引当金	△1,037	自 己 株 式	△76,761
		その他の包括利益累計額	105,172
		その他有価証券評価差額金	105,172
		純 資 産 合 計	7,282,841
資 産 合 計	8,544,420	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,544,420

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

〔 平成 27 年 12 月 21 日から
平成 28 年 12 月 20 日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		3,932,414
営 業 原 価		3,031,255
営 業 総 利 益		901,159
販売費及び一般管理費		497,207
営 業 利 益		403,952
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,599	
受 取 配 当 金	6,278	
不 動 産 賃 貸 料	8,978	
前受金期間経過収入	3,495	
古 紙 売 却 収 入	6,222	
そ の 他	4,151	31,725
営 業 外 費 用		
不 動 産 賃 貸 費 用	3,992	
固 定 資 産 売 却 損	839	
固 定 資 産 除 却 損	1,090	
敷 金 解 約 損	1,324	
そ の 他	362	7,609
経 常 利 益		428,067
税金等調整前当期純利益		428,067
法人税、住民税及び事業税	151,526	
法 人 税 等 調 整 額	6,512	158,038
当 期 純 利 益		270,029
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益		270,029

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

〔 平成27年12月21日から
平成28年12月20日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,010,036	983,705	5,130,980	△76,761	7,047,960
当期変動額					
剰余金の配当			△140,320		△140,320
親会社株主に帰属する 当期純利益			270,029		270,029
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	—	129,708	—	129,708
当期末残高	1,010,036	983,705	5,260,689	△76,761	7,177,669

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利 益累計額合計	
当期首残高	115,647	115,647	7,163,608
当期変動額			
剰余金の配当			△140,320
親会社株主に帰属する 当期純利益			270,029
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△10,475	△10,475	△10,475
当期変動額合計	△10,475	△10,475	119,233
当期末残高	105,172	105,172	7,282,841

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1-1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数	1社
連結子会社の名称	株式会社ディー・ウォーク・クリエーション

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

株式会社ディー・ウォーク・クリエーションの決算日は9月30日であります。連結計算書類を作成するに当たっては、同社の9月30日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

1-2. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの・・・連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

製 品・・・・・・・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品・・・・・・・・・・主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品・・・主要原材料は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

補助原材料及び貯蔵品は最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産・・・・・・・・定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物31年～38年、機械及び装置7年～10年であります。

②無形固定資産・・・・・・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

- ①貸倒引当金・・・債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不組見込額を計上しております。
- ②賞与引当金・・・従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
- ③役員退職慰労引当金・・・当社は、役員の退職慰労金の支払いに充てるため、役員退職慰労金内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法
税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を、当連結会計年度から適用し、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、損益に与える影響はありません。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額	2,082,871千円
----------------	-------------

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

4-1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式	7,398,000株
------	------------

4-2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種 類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年3月15日 定時株主総会	普通株式	66,543	9.20	平成27年12月20日	平成28年3月16日
平成28年7月7日 取締役会	普通株式	73,776	10.20	平成28年6月20日	平成28年8月15日
計		140,320			

(注) 平成28年3月15日開催の定時株主総会決議における1株当たり配当額9.20円には、創立35周年記念配当5.00円を含んでおり、平成28年7月7日開催の取締役会決議における1株当たり配当額10.20円には、印刷工場竣工10周年記念配当5.00円を含んでおります。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成29年3月10日開催の第37回定時株主総会の議案として普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ①配当金の総額 66,543千円
- ②1株当たり配当額 9.20円
- ③基準日 平成28年12月20日
- ④効力発生日 平成29年3月13日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

(注) 1株当たり配当額9.20円には、印刷工場竣工10周年記念配当5.00円を含んでおります。

5. 金融商品に関する注記

5-1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に情報提供サービス事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を調達しておりますが、現在のところ大きな設備投資計画がないため、当面資金調達の予定はありません。また、短期的な運転資金についても現在のところ借入等の必要は生じておりません。余資は安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引等投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。
未払金は、すべて3ヵ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約債務不履行等に係るリスク)の管理

当社は、顧客管理システム及び入金遅滞管理システムにおいて、事業部門ごとに入金遅滞先の状況を毎日確認する環境を整えております。また、内部監査室及び管理部では、入金遅滞管理システムを通じ各事業部門より毎月提出される「不良債権報告書」に基づき回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク(金利等の変動リスク)の管理

当社は、現在借入金及び社債の発行等は行っておりません。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財政状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

当社は、管理部が、各部門からの報告等に基づき支払に係る情報を把握し、現金及び預金等の当座資産を勘案した上で、毎月管理本部長に報告すること等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

5-2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年12月20日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	5,338,773	5,338,773	—
(2) 受取手形及び売掛金	405,994	405,994	—
(3) 投資有価証券	244,324	244,324	—
資産計	5,989,091	5,989,091	—
(1) 未払金	393,870	393,870	—
負債計	393,870	393,870	—

(注) 金融商品の時価の算定方法及び投資有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券はすべて株式であり、時価については取引所の価格によっております。

負 債

(1) 未払金

未払金はすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,006円	89銭
1株当たり当期純利益	37円	33銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成28年12月20日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,750,634	流動負債	922,479
現金及び預金	5,321,053	買掛金	95,671
受取手形	6,878	未払金	393,713
売掛金	394,470	未払費用	13,437
製品	1,466	未払法人税等	75,277
仕掛品	622	前受金	318,043
原材料及び貯蔵品	9,359	預り金	1,216
前払費用	5,505	賞与引当金	1,335
繰延税金資産	10,752	その他の	23,784
その他の	2,798	固定負債	336,600
貸倒引当金	△2,271	繰延税金負債	23,534
固定資産	2,795,674	退職給付引当金	63,971
有形固定資産	2,372,607	役員退職慰労引当金	210,101
建物	615,472	資産除去債務	35,198
構築物	16,088	その他の	3,794
機械及び装置	117,899	負債合計	1,259,080
車両運搬具	8,005	(純資産の部)	
工具、器具及び備品	13,903	株主資本	7,182,056
土地	1,601,238	資本金	1,010,036
無形固定資産	36,256	資本剰余金	983,705
ソフトウェア	28,388	資本準備金	983,604
その他の	7,867	その他資本剰余金	101
投資その他の資産	386,810	利益剰余金	5,265,077
投資有価証券	244,324	利益準備金	7,935
関係会社株式	0	その他利益剰余金	5,257,141
関係会社長期貸付金	50,000	固定資産圧縮積立金	9,194
その他の	122,489	繰越利益剰余金	5,247,946
貸倒引当金	△30,003	自己株式	△76,761
		評価・換算差額等	105,172
		その他有価証券評価差額金	105,172
		純資産合計	7,287,229
資産合計	8,546,309	負債・純資産合計	8,546,309

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

〔 平成27年12月21日から
平成28年12月20日まで 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		3,916,081
営 業 原 価		3,033,936
営 業 総 利 益		882,145
販売費及び一般管理費		478,161
営 業 利 益		403,983
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,723	
受 取 配 当 金	6,278	
不 動 産 賃 貸 料	8,978	
前受金期間経過収入	3,495	
古 紙 売 却 収 入	6,222	
そ の 他	4,590	32,288
営 業 外 費 用		
不 動 産 賃 貸 費 用	3,992	
固 定 資 産 売 却 損	839	
固 定 資 産 除 却 損	1,082	
敷 金 解 約 損	1,324	
そ の 他	365	7,603
経 常 利 益		428,668
税 引 前 当 期 純 利 益		428,668
法人税、住民税及び事業税	151,251	
法 人 税 等 調 整 額	6,512	157,763
当 期 純 利 益		270,904

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

〔 平成27年12月21日から
平成28年12月20日まで 〕

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,010,036	983,604	101	983,705	7,935	10,642	5,115,915	5,134,493
当期変動額								
剰余金の配当							△140,320	△140,320
固定資産圧縮積立金の取崩						△1,447	1,447	—
当期純利益							270,904	270,904
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△1,447	132,031	130,584
当期末残高	1,010,036	983,604	101	983,705	7,935	9,194	5,247,946	5,265,077

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△76,761	7,051,472	115,647	7,167,120
当期変動額				
剰余金の配当		△140,320		△140,320
固定資産圧縮積立金の取崩		—		—
当期純利益		270,904		270,904
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△10,475	△10,475
当期変動額合計	—	130,584	△10,475	120,108
当期末残高	△76,761	7,182,056	105,172	7,287,229

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1-1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式・・・・・・・・移動平均法による原価法

②その他の有価証券

時価のあるもの・・・・決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

①製 品・・・・・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

②仕掛品・・・・・・・・総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

③原材料及び貯蔵品・・・・主要原材料は移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
補助原材料及び貯蔵品は最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

1-2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産・・・・定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は建物31年～38年、機械及び装置7年～10年であります。

(2) 無形固定資産・・・・定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

1-3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金・・・・債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金・・・・従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金・・・・従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

(4) 役員退職慰労引当金・・・・役員の退職慰労金の支払いに充てるため、役員退職慰労金内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

1-4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理方法

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(減価償却方法の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、損益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 2,082,440千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 164,976株

5. 税効果会計に関する注記

5-1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
役員退職慰労引当金	63,996千円
減損損失	30,325千円
退職給付引当金	19,494千円
関係会社株式評価損	18,438千円
資産除去債務	10,724千円
未払事業税	4,130千円
その他	28,580千円
繰延税金資産小計	175,691千円
評価性引当額	△133,606千円
繰延税金資産合計	42,084千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	46,067千円
資産除去債務対応資産	4,317千円
固定資産圧縮積立金	4,481千円
繰延税金負債合計	54,866千円
繰延税金資産の純額	△12,782千円

なお、平成28年12月20日現在の繰延税金資産の純額は、貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産 — 繰延税金資産	10,752千円
固定負債 — 繰延税金負債	23,534千円

5-2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目の内訳

法定実効税率	32.8%
(調整)	
永久に損金に算入されない項目	0.5%
住民税均等割	3.6%
税率変更に伴う差異	0.4%
評価性引当額の増減	△0.1%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>36.8%</u>

6. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,007円 49銭
1株当たり当期純利益	37円 45銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年1月20日

株式会社 K G 情報
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和田 朝喜 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三宅 昇 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社KG情報の平成27年12月21日から平成28年12月20日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社KG情報及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年1月20日

株式会社 K G 情報
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 和田 朝喜 印

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三宅 昇 印

業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社K G情報の平成27年12月21日から平成28年12月20日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年12月21日から平成28年12月20日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年1月24日

株式会社K G情報	監査役会
常勤監査役	藤井 光明 印
監査役	中村 久雄 印
監査役	達野 克己 印

(注) 監査役全員は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

1. 第37期期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして認識し、業績に対応し、かつ安定的な配当を継続していくことを基本方針としており、当面の配当性向を25%と定めております。また、当社は当期に印刷工場竣工10周年を迎えたため、株主の皆様のご支援に感謝の意を表し、当期の期末配当につきましては、金銭によることとし1株につき4.20円の普通配当に記念配当5.00円を加え、9.20円（総額66,543,820円）とさせていただきますと存じます。なお、期末配当の効力発生日（期末配当の支払開始日）は平成29年3月13日であります。

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、本議案において「改正会社法」という）によって、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となっております。過半数を社外取締役で構成する監査等委員会を設置することにより、取締役会の監査・監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制を一層充実させることで、より透明性の高い経営の実現と、さらなる企業価値の向上を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へ移行したく、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、監査等委員会設置会社への移行に必要な変更を行うものであります（変更案第4条並びに第4章及び第5章の規定）。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任できる旨の規定並びに当該決議の効力を有する期間に関する規定を新設するものであります（変更案第17条第3項・第4項）。
- (3) 改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役に付きましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、所要の変更を行うものであります（変更案第25条）。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (4) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、機動的な資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を株主総会決議のみならず、取締役会の決議によって行うことが可能となるよう、所要の変更を行うとともに、当該変更案の一部と内容が重複する現行定款規定の削除を行うものであります（変更案第27条及び現行定款第29条）。
- (5) 当社の事業内容の多様化に備えるため、事業目的の追加を行うものであります（変更案第2条）。
- (6) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更のほか、字句の修正、現行規定内容の明確化その他所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

なお、本議案の定款変更は、本株主総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部分は変更箇所)

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
(目的)	(目的)
第2条 (省 略)	第2条 (現行どおり)
1. ～7. (省 略)	1. ～7. (現行どおり)
8. 展覧会・イベント等の企画・運営事業	8. 展覧会・イベント等の企画・運営事業
9. ～16. (省 略)	9. ～16. (現行どおり)
(新 設)	17. 損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づ
17. 前各号の事業に付随または関連する一切の事業	く保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
その他前各号の目的を達成するために必要な事業	18. 前各号の事業に付随又は関連する一切の事業そ
業	の他前各号の目的を達成するために必要な事業
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計	第4条 当社は、取締役会、監査等委員会及び会計監査
監査人を置く。	人を置く。
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第16条 当社の取締役12名以内を置く。	第16条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)
(新 設)	12名以内を置く。
(選任)	②当社の監査等委員である取締役5名以内を置く。
第17条 取締役の選任は株主総会において、議決権を行使	(選任)
することができる株主の議決権の3分の1以上を	第17条 取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以
有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって	外の取締役を区別して、株主総会において、議決
行う。	権を行使することができる株主の議決権の3分の
② (省 略)	1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半
(新 設)	数をもって行う。
(新 設)	② (現行どおり)
	③当社は、会社法第329条第3項により法令に定め
	る監査等委員である取締役の員数を欠くことにな
	る場合に備え、株主総会において補欠の監査等委
	員である取締役を選任することができる。
	④前項の補欠の監査等委員である取締役の選任決議
	が効力を有する期間は、当該決議によって短縮さ
	れない限り、当該決議後2年以内に終了する事業
	年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始
	の時までとする。

現行定款	変更案
(任期) 第18条 取締役の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>とき</u>までとする。 ②補欠又は増員のため選任された取締役の任期は現任取締役の残任期間とする。 (新 設) (代表取締役及び役付取締役) 第19条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。 ②取締役会の決議により取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。	(任期) 第18条 取締役(監査等委員である取締役を除く)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。 ②監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の<u>時</u>までとする。 ③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の残任期間とする。 (代表取締役及び役付取締役) 第19条 取締役会は、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役若干名を選定する。 ②取締役会の決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。
(取締役会) 第20条 (省 略) ②取締役会招集の通知は各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ③取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 ④ (省 略) (新 設)	(取締役会) 第20条 (現行どおり) ②取締役会招集の通知は各取締役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ③取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。 ④ (現行どおり) (報酬等) 第21条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。

現行定款	変更案
(新 設)	(取締役への重要な業務執行の決定の委任)
	第22条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(員数)	
第21条 当社の監査役は5名以内とする。	(削 除)
(選任)	
第22条 監査役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	(削 除)
(任期)	
第23条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。	(削 除)
②補欠のため選任された監査役の任期は退任した監査役の残任期間とする。	
(常勤監査役)	(常勤の監査等委員)
第24条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。	第23条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員若干名を選定することができる。
(監査役会)	(監査等委員会)
第25条 監査役会招集の通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。	第24条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急のときはこの期間を短縮することができる。
②監査役会の運営その他に関する事項については監査役会の定める監査役会規程による。	②監査等委員会の運営その他に関する事項については監査等委員会の定める監査等委員会規程による。
第6章 取締役、監査役の責任免除	第6章 取締役の責任免除
(損害賠償責任の一部免除)	(損害賠償責任の一部免除)
第26条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。	第25条 当社は、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）の当会社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。

現行定款	変更案
②当会社は、社外取締役及び社外監査役との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。 第7章 計 算	②当会社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く）</u>との間に、当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。但し、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額とする。 第7章 計 算
(事業年度)	(事業年度)
第27条 (省 略)	第26条 (現行どおり)
(剰余金の配当)	(剰余金の配当等)
第28条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u>	第27条 <u>当会社は、取締役会の決議によって、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事項を定めることができる。</u>
②前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月20日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>中間配当を行うことができる。</u> (自己株式の取得)	②当会社は、毎年12月20日及び6月20日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>剰余金の配当を行うことができる。</u>
第29条 <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u>	(削 除)
(配当金の除斥期間)	(配当金の除斥期間)
第30条 (省 略)	第28条 (現行どおり)
(新 股)	附 則
(新 股)	(監査役の責任免除に関する経過措置)
	第1条 <u>当会社は、平成29年3月開催の第37回定時株主総会終結前の行為に関する監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u>

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役6名全員は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	益 田 武 美 (昭和33年2月12日)	昭和55年1月 有限会社マスダ出版設立 代表取締役就任 昭和59年2月 有限会社ベルクに商号変更 代表取締役就任 平成5年3月 株式会社ケージ情報出版へ組織変更 代表取締役社長就任 平成7年8月 当社代表取締役社長就任（現任）	221,900株
2	須 田 幸 正 (昭和27年2月6日)	昭和57年7月 当社入社 平成5年3月 取締役就任 平成7年12月 専務取締役就任（現任）	220,800株
3	板 野 信 夫 (昭和39年4月11日)	昭和60年9月 当社入社 平成15年12月 執行役員第2求人事業部長就任 平成17年3月 取締役事業推進本部長就任 平成26年1月 取締役事業推進本部長就任兼イーノ事業部長 就任 平成28年1月 取締役事業推進本部長就任（現任）	39,800株
4	橋 本 功 (昭和49年1月12日)	平成10年2月 当社入社 平成20年3月 取締役販売本部長就任 平成20年4月 取締役求人事業部長就任（現任）	17,200株
5	見 谷 和 徳 (昭和43年8月13日)	平成5年1月 当社入社 平成20年3月 取締役プライダル営業部長就任（現任）	25,600株
6	三 上 芳 久 (昭和29年2月19日)	昭和63年9月 当社入社 平成15年12月 執行役員管理本部長就任 平成17年3月 取締役管理本部長就任（現任）	20,400株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	※ 藤 井 光 明 (昭和15年1月4日)	昭和33年4月 香川相互銀行（現株式会社香川銀行）入行 平成7年2月 同行玉野支店長 平成10年2月 同行倉敷支店長 平成11年8月 同行調査役 平成12年1月 同行営業推進顧問 平成16年1月 同行退社 平成17年3月 当社常勤監査役就任（現任）	3,000株
2	※ 中 村 久 雄 (昭和17年2月8日)	昭和35年4月 香川県経済農業協同組合連合会入社 昭和42年4月 西村会計事務所入所 昭和46年4月 税理士登録 平成9年3月 当社監査役就任（現任）	5,400株
3	※ 辻 野 克 己 (昭和17年6月6日)	昭和51年4月 弁護士登録 平成19年3月 当社監査役就任（現任）	1,800株

(注) 1. ※は新任の候補者であります。

2. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3. 候補者全員は社外取締役候補者であります。

当社は中村久雄氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

4. 藤井光明氏は、金融機関で培われた専門的な知識や経験等を有しており、平成17年以降当社の監査役を務めております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識は、当社取締役の職務執行の監査を客観的な見地で行うに適任であると考え、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

5. 中村久雄氏は、税理士としての専門的な知識や経験等を有しており、平成9年以降当社の監査役を務めております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識は、当社取締役の職務執行の監査を客観的な見地で行うに適任であると考え、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

6. 辻野克己氏は、弁護士としての専門的な知識や経験等を有しており、平成19年以降当社の監査役を務めております。同氏がこれまでの経歴で培った経験及び見識は、当社取締役の職務執行の監査を客観的な見地で行うに適任であると考え、監査等委員である社外取締役候補者とするものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。本議案の決議の効力は、決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開会の時までとし、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
岸 田 功 (昭和18年7月25日)	昭和37年4月 滋賀県高島郡高島町役場入職 昭和47年4月 株式会社ブックローン入社 平成11年8月 当社入社 平成20年8月 当社退社・業務委託契約締結	一 株

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額決定の件

当社の取締役の報酬額は、平成20年3月15日開催の第28回定時株主総会において年額5億円以内とご決議いただき今日に至っておりますが、当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役の報酬枠を廃止し、経済情勢等諸般の事情も考慮して、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を年額5億円以内とし、各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、取締役会の決議によることとさせていただきますと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く）は6名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、経済情勢等諸般の事情も考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額50百万円以内とし、各取締役に対する具体的金額、支給時期等の決定は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきますと存じます。

第4号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

第8号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。これに伴い、本定時株主総会終結の時をもって監査役を退任される藤井光明氏、中村久雄氏及び遠野克己氏に対し、それぞれの在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当の範囲内で退職慰労金を贈呈したいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力が生じることを条件として生じるものといたします。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
藤 井 光 明	平成17年3月 当社常勤監査役就任（現任）
中 村 久 雄	平成9年3月 当社監査役就任（現任）
遠 野 克 己	平成19年3月 当社監査役就任（現任）

以上

<メモ欄>

<メモ欄>

株主総会会場のご案内



(場所及び電話番号) 岡山市北区表町一丁目5番1号
 岡山シンフォニーホール 3階 イベントホール
 TEL.086-234-2001

※ なお、駐車場の準備はいたしておりませんのであらかじめご了承くださいませよう
 お願い申し上げます。
 市内電車「城下」下車 徒歩約1分